

一般社団法人熊本県公共嘱託登記司法書士協会定款

第1章 総 則

(名称)

第1条 この法人は、一般社団法人熊本県公共嘱託登記司法書士協会(以下「本協会」という。)と称する。

(事務所)

第2条 本協会は、主たる事務所を熊本県熊本市に置く。

第2章 目的及び事業

(目的)

第3条 本協会は、官庁・公署その他政令で定める公共の利益となる事業を行う者(以下「官公署等」という。)による不動産の権利に関する登記の嘱託又は申請の適正かつ迅速な実施に寄与することにより、公共の利益となる事業の成果の速やかな安定を図り、登記に関する手続の適正かつ円滑な実施に資し、もって登記の信頼性を高め国民の権利の保護に寄与することを目的とする。

(事業)

第4条 本協会は、前条の目的を達成するために、次の事業を行う。

- (1) 官公署等の嘱託を受けて、不動産の権利に関する登記につき司法書士法第3条第1項第1号から第5号までに掲げる事務を行うこと
- (2) その他本協会の目的を達成するために必要な事業

2 前項第各号の事業は、熊本県において行うものとする。

第3章 社 員

(社員の資格)

第5条 本協会の社員となる資格を有する者は、熊本地方法務局の管轄区域内に事務所を有する司法書士又は司法書士法人(司法書士法第26条に規定する司法書士法人をいう。以下同じ。)である者とする。

(入会)

第6条 本協会の社員になろうとする者は、総会の定める入会手続を行うものとする。

- 2 本協会は、入会を認めないものとするときは、社員になろうとする者に対し、その旨を通知して入会を拒否することができる。

(経費の負担)

第7条 社員は、入会金及び会費として社員総会において別に定める額を支払う義務を負う。

(任意退会)

第8条 社員は、理事会において別に定める退会届を提出することにより、任意にいつでも退会することができる。

(除名)

第9条 社員が次のいずれかに該当するに至ったときは、社員総会の決議によって当該社員を除名することができる。

- (1) 本協会の定款、規程、規則又は社員総会の決議に違反したとき。
- (2) 本協会の名誉を傷つけ又は著しい損害を加えたとき。
- (3) その他除名すべき正当な事由があるとき。

(社員資格の喪失)

第10条 前2条の場合のほか、社員は、次のいずれかに該当するに至ったときは、その資格を喪失する。

- (1) 第5条に規定する資格を有しなくなったとき。
- (2) 総社員が同意したとき。
- (3) 当該社員が死亡し、又は解散したとき。

(事務の委任処理)

第11条 本協会は、嘱託を受けた第3条第1号に規定する事務(以下「事件」という。)を、次に掲げる者に限り、取り扱わせることができる。

- (1) 社員である司法書士(司法書士法人の社員である者を除く。)
- (2) 社員である司法書士法人

2 前項の規定にかかわらず、特に事件を処理するため必要がある場合には、社員でない司法書士(司法書士法人の社員である者を除く。)又は司法書士法人に事件を取り扱わせることができる。

3 第1項又は前項に規定する事件の配分に関する基準は、第3条に規定する目的に沿うよう別に総会により定めるものとする。

4 社員である司法書士又は司法書士法人が、次の各号に掲げる区分に応じ、それぞれ当該各号に定める処分を受けたときは、その処分の期間中、第1項に規定する事件の配分を行なわないものとする。

- (1) 社員である司法書士 司法書士法第47条第2号に規定する業務の停止の処分
- (2) 社員である司法書士法人 司法書士法第48条第1項第2号又は同条第2項第2号に規定する業務の停止の処分

5 第1項又は第2項の規定により事件の配分を受けた司法書士又は司法書士

法人が事件を処理するに当たり、その者の故意又は過失による事故が原因で本協会が発注者又は第三者に損害の賠償をしたときは、本協会は、その者に対し求償することができる。

第4章 社員総会

(構成)

第12条 社員総会は、すべての社員をもって構成する。

(権限)

第13条 社員総会は、次の事項について決議する。

- (1) 社員の除名
- (2) 役員を選任又は解任
- (3) 役員報酬等の額
- (4) 貸借対照表及び損益計算書（正味財産増減計算書）の承認
- (5) 定款の変更
- (6) 解散及び残余財産の処分
- (7) その他社員総会で決議するものとして法令又はこの定款で定められた事項

(開催及び招集)

第14条 社員総会は、定時社員総会として、毎事業年度終了の日から90日以内に開催するほか、必要がある場合に開催する。

- 2 総社員の議決権の10分の1以上の議決権を有する社員は、理事長に対し、社員総会の目的である事項及び招集の理由を示して、社員総会の招集を請求することができる。
- 3 社員総会は、法令に別段の定めがある場合を除き、理事会の決議に基づき理事長が招集する。

(議長)

第15条 社員総会の議長は、その社員総会において、出席社員の中から選出する。

(議決権)

第16条 社員総会における議決権は、社員1人につき1個とする。

(決議)

第17条 社員総会の決議は、法令又はこの定款に別段の定めがある場合を除き、総社員の議決権の過半数を有する社員が出席し、出席した社員の議決権の過半数をもって行う。

- 2 次の決議は、総社員の半数以上であって、総社員の議決権の3分の2以上にあたる多数をもって行う。

- (1) 社員の除名
 - (2) 監事の解任
 - (3) 定款の変更
 - (4) 解散
 - (5) その他法令で定められた事項
- 3 理事又は監事を選任する議案を決議するに際しては、各候補者ごとに第1項の決議を行わなければならない。理事又は監事の候補者の合計数が第20条に定める定数を上回る場合には、過半数の賛成を得た候補者の中から得票数の多い順に定数の枠に達するまでの者を選任することとする。

(書面又は代理による議決権の行使)

第18条 社員総会に出席できない社員は、あらかじめ通知された事項について書面をもって議決権を行使することができる。この場合において当該社員は、社員総会の前

日の業務終了時まで、必要な事項を記載した議決権行使書面をこの協会に提出しなければならない。

- 2 社員は、その有する議決権を代理人に行使させることができる。この場合において当該社員は、代理権を証明するための書面を提出しなければならない。
- 3 前2項の場合においては、当該議決権の数を出席した社員の議決権の数に算入する。

(議事録)

第19条 社員総会の議事については、法令で定めるところにより、議事録を作成する。

- 2 議事録には、議事の経過の要領及びその結果を記載し、議長及びその総会において出席した社員の中から選任された議事録署名人2人が署名押印しなければならない。

第5章 役員

(役員の種類及び員数)

第20条 本協会に、次の役員を置く。

- (1) 理事5人以上15人以内
 - (2) 監事1人以上2人以内
- 2 理事のうち1人を理事長、1人を副理事長、1人を専務理事、3人以上5人以内を常任理事とする。
- 3 前項の理事長をもって、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律（以下、「法人法」という。）上の代表理事とし、副理事長及び専務理事並び

に常任理事をもって同法第 91 条第 1 項第 2 号の業務執行理事とする。
(役員を選任等)

第 21 条 理事及び監事は、社員総会において選任する。

- 2 理事及び監事は、本協会の社員であることを要する。
- 3 理事は、理事とその理事の親族等である理事の合計数が、理事の総数の 3 分の 1 以下であることを要する。
- 4 理事長、副理事長及び専務理事並びに常任理事は、理事会の決議によって理事の中から選定する。
- 5 理事と監事は、相互にこれを兼ねることができない。

(理事の職務及び権限)

第 22 条 理事は、理事会を構成し、法令及びこの定款で定めるところにより、職務を執行する。

- 2 理事長は、法令及びこの定款で定めるところにより、本協会を代表し、その業務を執行し、副理事長及び専務理事並びに常任理事は、理事会において別に定めるところにより、本協会を業務を分担執行する。
- 3 理事長、副理事長及び専務理事並びに常任理事は、毎事業年度に 4 か月を超える間隔で 2 回以上、自己の職務の執行の状況を理事会に報告しなければならない。

(監事の職務及び権限)

第 23 条 監事は、理事の職務の執行を監査し、法令で定めるところにより、監査報告を作成する。

- 2 監事は、いつでも、理事及び使用人に対して事業の報告を求め、本協会の業務及び財産の状況を調査することができる。

(役員任期)

第 24 条 役員任期は、選任後 2 年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時社員総会の終結の時までとする。

- 2 補欠により選任された役員任期は、前任者の在任期間と同一とする。
- 3 増員により選任された理事任期は、現任者の在任期間と同一とする。
- 4 役員は、第 20 条に定める定数に足りなくなるときは、任期満了又は辞任により退任した後も、新たに選任された者が就任するまで、なお役員としての権利義務を有する。

(役員退任)

第 25 条 次の各号のいずれかの事由が生じたときは、当該理事は、前条の規定にかかわらず、その資格を失い退任する。

- (1) 司法書士である理事について、社員の資格が失われたとき。
- (2) 司法書士法人が社員であることによって理事となった当該司法書士法人

の社員である司法書士について、当該司法書士法人が有していた社員の資格が失われたとき。

- (3) 司法書士法人が社員であることによって理事となった当該司法書士法人の社員である司法書士について、その司法書士が当該司法書士法人の社員の資格が失われたとき。

(役員解任)

第26条 役員は、社員総会の決議によって解任することができる。

(役員報酬等)

第27条 役員に対して、社員総会において定める総額の範囲内で、社員総会において別に定める報酬等の支給の基準に従って算定した額を報酬等として支給することができる。

- 2 役員に対して、社員総会において定める費用の弁償の基準に従って算定した額を、その職務を行うための費用として弁償することができる。

第6章 理事会

(権限等)

第28条 理事会は、次の職務を行う。

- (1) 本協会の業務執行の決定
 - (2) 理事の職務の執行の監督
 - (3) 理事長、副理事長及び専務理事並びに常任理事の選定及び解職
 - (4) 事務の執行に関する規則の制定又は改廃
- 2 毎事業年度の事業計画及び予算並びに事業報告及び収支計算は、理事会の決議を経て総会に提出されるものとする。

(理事会の招集)

第29条 理事会は、必要があるとき、理事長が招集する。

- 2 理事長は、各理事から、会議の目的である事項を記載した書面をもって請求があったときは、その請求のあった日から14日以内に理事会を招集しなければならない。
- 3 理事会を招集するときは、会議の日時、場所、目的及び審議事項を記載した書面をもって5日前までに通知する。ただし、理事及び監事の全員の同意があるときは、期間を短縮し、又は招集手続を省略することができる。

(理事会の議長)

第30条 理事会の議長は、理事長がこれに当たる。

(決議)

第31条 理事会の決議は、決議について特別の利害関係を有する理事を除く理事の過半数が出席し、出席した理事の過半数をもって行う。

- 2 前項の規定に関わらず、法人法第96条の要件を満たしたときは、理事会の決議があったものとみなす。

(理事会の議事録)

第32条 理事会の議事については、議事録を作らなければならない。

- 2 議事録には議事の経過の要領及びその結果を記載し、出席した理事及び監事はこれに署名し、又は記名押印しなければならない。

(常任理事会)

第33条 常任理事会は、理事長・副理事長・専務理事・常任理事をもって組織する。

- 2 常任理事会は、理事会から委任された事項を決議し、常務執行の調整をはかる。
- 3 常任理事会において決議した事項は理事会に報告し、その承認を受けなければならない。

(常任理事会の開催等)

第34条 常任理事会は、次の場合に開催する。

- (1) 理事長が必要と認めたとき
- (2) 常任理事構成員の5分の1以上から招集の請求があったとき
 - 2 常任理事会は、理事長が招集する。
 - 3 理事長は、第1項第2号の請求があったときは、その日から14日以内に常任理事会を招集しなければならない。
 - 4 常任理事会については、第29条第3項(通知)、第30条(理事会の議長)第31条(理事会の定足数等)の規定を準用する。この場合において「理事会」及び「理事」とあるのは、「常任理事会」及び「常任理事会構成員」と読み替えるものとする。

第7章 支部

(支部の設置等)

第35条 本協会は、社員総会の決議により、地域を定め本協会と社員との連絡調整を図るため、支部を設けることができる。

第8章 顧問及び相談役

(顧問及び相談役)

第36条 本協会に、理事長からの諮問に応じて助言等を行う顧問及び相談役を置くことができる。

- 2 顧問及び相談役は、理事長が理事会に諮って委嘱する。
- 3 顧問及び相談役の任期は、委嘱した理事長の任期と同一とする。

4 顧問及び相談役の報酬は、無報酬とする。

第9章 会計

(事業年度)

第37条 本協会の事業年度は、毎年7月1日に始まり翌年の6月30日に終わる。

(事業計画及び収支予算)

第38条 本協会の事業計画書及び収支予算書については、毎事業年度の開始前日までに、理事長が作成し、理事会の承認を受けなければならない。これを変更する場合も、同様とする。

2 前項の書類については、主たる事務所に、当該事業年度が終了するまで、備え置くものとする。

(事業報告及び決算)

第39条 本協会の事業報告及び決算については、毎事業年度終了後、理事長が次の書類を作成し、監事の監査を受けた上で、理事会の承認を受けなければならない。

- (1) 事業報告
 - (2) 事業報告の附属明細書
 - (3) 公益目的支出計画実施報告書
 - (4) 貸借対照表
 - (5) 損益計算書(正味財産増減計算書)
 - (6) 貸借対照表及び損益計算書(正味財産増減計算書)の附属明細書
- 2 前項の承認を受けた書類のうち、第1号、第3号、第4号及び第5号の書類については、定時社員総会に提出し、第1号及び第3号の書類については、その内容を報告し、その他の書類については承認を受けなければならない。
- 3 第1項の書類のほか、監査報告を主たる事務所に5年間備え置くとともに、定款及び社員名簿を主たる事務所に備え置くものとする。

(剰余金の処分制限)

第40条 本協会は、剰余金の分配を行うことができない。

第10章 定款の変更及び解散

(定款の変更)

第41条 この定款は、社員総会の決議によって変更することができる。

(解散)

第 42 条 本協会は、社員総会の決議その他法令で定められた事由により解散する。

(残余財産の帰属)

第 43 条 本協会が清算をする場合において有する残余財産は、社員総会の決議を経て、国若しくは地方公共団体に贈与するものとする。

第 11 章 公告の方法

(公告の方法)

第 44 条 本協会の公告は、主たる事務所の公衆の見やすい場所に掲示する方法により行う。

第 12 章 事務局

(事務局の設置)

第 45 条 本協会の庶務を処理するため事務局を置く。

2 事務局の職員は、理事長が任免する。

(帳簿及び書類)

第 46 条 事務局には、次の帳簿及び書類を備えておかなければならない。

- (1) 定款、規程及び規則
- (2) 社員名簿
- (3) 役員及び職員の名簿と履歴書
- (4) 許認可及び登記に関する書類
- (5) 各級機関の議事に関する書類
- (6) 契約書その他関係書類
- (7) 会計に関する帳簿及び証拠書類
- (8) 資産及び負債の状況を示す書類
- (9) その他必要とする帳簿及び書類

第 13 章 補 則

(保証制度の創設)

第 47 条 本協会は、受託事件の処理等に関し、官公署等から損害賠償の請求があった場合の履行を確保するため、保証制度を整えるものとする。

附則

- 1 この定款は、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律（以下、「整備法」という。）第 121 条第 1 項において読み替えて準

用する同法第 106 条第 1 項に定める一般社団法人の設立の登記の日から施行する。

- 2 本会の最初の理事長は、大島隆広とする。
- 3 整備法第 121 条第 1 項において読み替えて準用する同法第 106 条第 1 項に定める特例民法法人の解散の登記と一般社団法人の設立の登記の日を行ったときは、第 37 条の規定にかかわらず、解散の登記の日の前日を事業年度の末日とし、設立の登記の日を事業年度の開始日とする。
- 4 社団法人熊本県公共嘱託登記司法書士協会の定款は、前項に規定する解散の日に廃止する。